

聖泉大学学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 聖泉大学（以下「本学」という。）は、教育基本法および学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎の上に、さらに教養教育および専門教育を体系的に授けるとともに、人間に対する理解を深め、広く社会と地域に貢献できる人材を育成することを目的とする。

(目的達成と評価)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を広く周知を図ることができる方法によって、積極的に公表するものとする。

2 本学は、教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令第40条で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。

3 前項の点検および評価を行うにあっての実施体制等については別に定める。

(組織的な研修等)

第3条 本学は、教員の教育内容および教育方法の改善を図るため、全学および部局ごとに組織的な研究および研修を実施するものとする。

(名称および所在地)

第4条 本学は、聖泉大学と称し、滋賀県彦根市肥田町720番地に置く。

第2章 組 織

(学部、学科および学生定員)

第5条 本学におく学部、学科および学生定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
看護学部	看護学科	90人	360人

2 前項の学部・学科における人材の育成に関する目的その他教育研究の目的は、次のとおりとする。

看護学部看護学科では、広く教養を身に付け、人間の一人ひとりの生命の尊厳と生き方に関する理解と深い洞察力を持ち、地域の環境や特性を理解して、個々人のニーズに沿った看護の実践を通して積極的に社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

(大学院)

第5条の2 本学に大学院を置く。

2 前項の大学院に関する学則は、別に定める。

(別科)

第6条 本学に別科助産専攻を置く。

2 別科助産専攻の学生定員は、次のとおりとする。

別科名	入学定員	収容定員
別科助産専攻	10 人	10 人

3 別科助産専攻に関する事項は、別に定める。

(附属施設)

第7条 本学に次の附属施設を置く。

図書館

情報センター

地域連携交流センター

国際交流センター

カウンセリングセンター

スポーツ・健康運動支援センター

2 附属施設に関し、必要な事項については、別に定める。

(厚生保健施設)

第8条 本学に、保健室を設け、学生および職員の健康相談に応じ、必要な場合は、救急処置を行う。

(大学事務局)

第9条 本学に大学事務局を置く。

2 大学事務局の組織および事務分掌は、別に定める。

第3章 職員組織

(職員)

第10条 本学に、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他必要な職員を置く。

2 本学に客員教員を置くことができる。

(学長)

第11条 学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。

(副学長)

第12条 副学長は、学長を助け、命を受けて校務を行う。

2 副学長は、学長に事故あるときは、学長代理としてその職務を代行する。

(学部長、学科長)

第13条 本学の学部学部に学部長および学科長を置く。

2 学部長は、学長の命を受けて、学部に関する校務をつかさどる。

3 学部長のもとに学科長を置くことができる。

(附属施設の長)

第 14 条 第 7 条に掲げる附属施設のそれぞれに館長又は長を置く。

2 前項の附属施設の長は、学長の命を受け、附属施設に関する校務を行う。

第 4 章 運営組織

(教育研究評議会)

第 15 条 本学に教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会は、学長、副学長、学部長、研究科長、学科長、各学部より選出された教員 2 名、法人事務局長、学長が必要と認めた者をもって組織する。

3 教育研究評議会は、全学に関する次の事項を審議する。

(1) 教育研究組織の再編（経営に関する部分を除く。）に関する事項

(2) 学則（経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規則の制定・改廃に関する事項

(3) 教員人事の基準に関する事項

(4) 教育課程の編成に関する方針に係る事項

(5) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他援助に関する事項

(6) 学生の入学、卒業又は修了その他学生の在籍・学位の授与に関する方針に関する事項

(7) 学生の身分に関する事項

(8) 教育および研究の状況について自ら行う点検・評価に関する事項

(9) その他教育研究に関する重要事項

4 その他教育研究評議会に関し、必要な事項については、別に定める。

(教授会)

第 16 条 第 5 条に掲げる学部、教授会を置く。

2 教授会の構成員は、学部長、学科長、教授をもって組織する。ただし、学部長が必要と認めるときは、准教授その他の教員を加えることができる。

3 教授会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 学生の入学、卒業に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 学長が定める教育研究に関する重要な事項

(4) 学生の進級、退学、除籍、留学、休学、その他学生の身分に関する事項

(5) 授業時間割および授業計画に関する事項

(6) 学生の試験に関する事項

(7) その他教育研究に関する事項

4 教授会は、前項第 1 号から 3 号について、学長に意見を述べるものとする。ただし、教授会は、前項第 7 号について、学長の求めに応じ意見を述べるができる。

5 学長が定める教育研究に関する重要な事項は、教授会の意見を聴いたうえで、学長が別に定める。

6 教授会に関し、必要な事項については、別に定める。

(委員会等)

第 17 条 本学に委員会等を置くことができる。

2 委員会等に関し、必要な事項については、別に定める。

第 5 章 修業年限および在学年限

(修業年限)

第 18 条 学部の修業年限は、4 年とする。

(在学年限)

第 19 条 学部の在学年限は、8 年（編入学または再入学の場合にあっては学長が定める必要とすべき年数の 2 倍に相当する年数）を超えることができない。

第 6 章 学年、学期および休業日

(学年)

第 20 条 学年は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(学期)

第 21 条 学年は、次の 2 学期に区分する。

前期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

2 学長は必要がある場合、前項の前期および後期の期間を変更することができる。

(休業日)

第 22 条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日および日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 本学開学記念日 4 月 30 日

(4) 春季休業日

(5) 夏季休業日

(6) 冬季休業日

2 学長は、必要がある場合、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 学長は、第 1 項に定めるもののほか、臨時の休業日を定めることができる。

(授業期間)

第 23 条 1 年間の授業を行う期間は、試験等の期間を含め、35 週以上にわたることを原則とする。

第 7 章 入 学

(入学の時期)

第 24 条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の他にも、学長が必要と認めた場合は、学期の区分に従い入学することができる。

(入学資格)

第 25 条 本学に入学者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- (7) 専修学校の高等課程を修了した者
- (8) その他本学において選考の上、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で満 18 歳に達した者

(入学の出願)

第 26 条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて学長に提出しなければならない。

2 提出の時期、方法、提出すべき書類等に関する事項は、別に定める。

(入学者の選考)

第 27 条 前条の入学志願者の選考は、教授会の審議を経て、学長が決定する。

(入学の手続)

第 28 条 前条の選考に合格し、入学を希望する者は、所定の期日までに、誓約書、保証書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学申込金を納付しなければならない。

2 保証書の保証人は、原則として父母または成年の親族とし、独立の生計を営む者で、授業料、教育充実費および実験（演習）・実習費（以下「授業料等」という。）の債務を履行できるものでなければならない。

(入学の許可)

第 29 条 学長は、前条の手続きを完了した者に、入学を許可する。

(編入学、転入学、再入学)

第 30 条 本学に編入学、転入学、再入学を希望する者があるときは、学長は、学歴等を審査し、相当年次に入学を許可することができる。

第 8 章 教育課程および履修方法等

(教育課程)

第 31 条 本学の教育課程は、学部、学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に編成するものとする。

(授業科目および履修方法)

第 32 条 授業科目並びに各授業科目の必修又は選択の区分および単位数等は、別表 1 のとおりとし学長が定める。

2 授業科目の履修方法は、学部において定める。

3 第 1 項に規定する授業科目は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

4 前項の授業方法により修得する単位数は 60 単位を超えないものとする。

(単位の計算方法)

第 33 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義および演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で、別に定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実習および実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で、別に定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(3) 授業を講義と実習など 2 つ以上の方法を併用して行う場合は、15 時間から 45 時間までの範囲で、別に定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(4) 卒業研究については、学修の成果を評価し、所定の単位を与える。

(単位数の上限)

第 34 条 学部は学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業要件として学生が修得すべき単位数について、学生が 1 年間または 1 学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

(成績評価基準等の明示等)

第 35 条 学部は、学生に対して、授業の方法および内容並びに 1 年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 学部は学修の成果に係る評価および卒業の認定に当たっては、客観性および厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するものとする。

(単位の授与)

第 36 条 学生が所定の授業を履修した場合は、試験等を行い、成績を合算して合格した者に単位を与える。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 37 条 学生が職業を有している等の事情により、第 18 条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、第 19 条の規定にかかわらず、学長は、その計画的な履修を認めることができる。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第 38 条 本学において教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学等との協議に基づき、学生が他の大学または短期大学等において履修した授業科目について修得した単位を、60 単位を超えない範囲で、本学において修得した単位とみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

(入学前の既修得単位の認定)

第 39 条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、編入学および転入学の場合を除き、第 38 条第 1 項および第 2 項の単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(学部・学科間の単位互換)

第 40 条 本学において教育上有益と認めるときは、所属学部・学科以外の学科の科目を履修し単位を修得することができる。

(資格の取得)

第 41 条 本学において取得することができる国家試験受験資格の種類は別表 2 のとおりである。

(卒業の要件および学位の授与)

第 42 条 本学所定の修業年限以上を在学し、別表 1 に定める単位を修得した者については、教授会の審議を経て、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、次の学位を授与する。

学 部	学 科	学 位
看護学部	看護学科	学士（看護学）

3 学位の授与に関し必要な事項は別に定める。

第 9 章 休学、復学、退学、転部、留学、除籍

(休学)

第 43 条 病気その他やむを得ない事由により休学を希望するときは、保証人連署の願書を提出して、学長の許可を受けなければならない。

2 休学期間は 6 ヶ月以内とし、特別の理由がある場合は、引き続き 6 ヶ月を限度として延長を認めることができる。

3 休学の期間は、通算して 4 年を超えることができない。

4 休学した期間はこれを在学期間には通算しない。

(復学)

第 44 条 休学した者が復学を希望するときは、保証人連署の願書を提出して、学長の許可を受けなければならない。

(退学)

第 45 条 学生がやむを得ない事由により、退学を希望するときは、保証人連署の願書を提出して、学長の許可を受けなければならない。

(転部)

第 46 条 学生が他学部又は他の学科に転部しようするときは、所属学部において選考のうえ、学長がこれを許可することができる。

(留学)

第 47 条 第 38 条の第 2 項の規定により、外国の大学等で履修するための留学を希望する学生は、保証人連署の願書を提出して、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第 48 条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の審議を経て、学長が除籍を決定する。

- (1) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第 37 条に規定する者を除き、第 19 条に定める在学期間を超えた者
- (3) 第 43 条第 2 項および第 3 項に定める休学期間を超えてなお復学できない者
- (4) 長期にわたり行方不明の者
- (5) 死亡した場合

第 10 章 科目等履修生、聴講生および研究生

(科目等履修生)

第 49 条 本学所定の科目につき履修を願い出る者があるときは、本学の教育研究に支障がない場合に限り、教授会の選考を経て、学長が科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関し、必要な事項については、別に定める。

(聴講生)

第 50 条 本学の公開講義科目につき履修を願い出るものがあるときは、本学の教育研究に支障がない場合に限り、教授会の選考を経て、学長が聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生に関し、必要な事項については、別に定める。

(研究生)

第 51 条 大学を卒業した者で、特別事項の研究を願い出た者については、本学の教育研究に支障がない場合に限り、教授会の選考を経て、学長が研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し、必要な事項については、別に定める。

(特別聴講生)

第 52 条 他の大学の学生で、本学において、授業科目の履修を願い出た者があるときは、当該他の大学との協議に基づき特別聴講生として学長が入学を許可することがある。

第 11 章 外国人留学生、社会人入学生

(外国人留学生)

第 53 条 外国人で、「留学」の在留資格を得て、大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、教授会の選考を経て、学長が、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関し、必要な事項については、別に定める。

(社会人入学生)

第 54 条 社会人で本学に入学を志願する者があるときは、教授会の選考を経て、学長が、社会人入学生として入学を許可することができる。

2 社会人入学生に関し、必要な事項については、別に定める。

第 12 章 検定料、入学申込金および授業料等

(検定料、入学申込金および授業料等の額)

第 55 条 検定料、入学申込金および授業料等の額は別表 3 に定める額とする。

2 外国人留学生の検定料に関しては別に定める。

(授業料等の納付)

第 56 条 授業料等は、指定する期日までに納付しなければならない。

2 授業料等は、停学中であっても納付しなければならない。

3 休学または退学する場合は、その期日の属する学期の授業料等を納付しなければならない。

4 休学期間中の授業料等の額は、在籍料として各期毎に 100,000 円とする。

5 年次の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの授業料等を納付するものとする。

6 本学に入学した者が修業年限を超えて在学するとき、進級できず在学するときの授業料等の額は、別に定める。

(授業料等の延納)

第 57 条 授業料等の納入が極めて困難な特別の事情があると認めた学生に対しては、延納することができる。

(授業料等の不還付)

第 58 条 すでに徴収した入学検定料、入学申込金、授業料等は還付しない。ただし、入学前の、所定の期日までに返還申請のなされた授業料等については還付することができる。

2 前項の規定に関わらず、大学における修学の支援に関する法律に基づき入学申込金及び授業料を免除された者の既納の入学申込金及び授業料のうち、それぞれ免除された金額に相当する額を

返還する。

(奨学金)

第 59 条 本学に奨学金制度を設ける。

2 奨学金の制度に関し、必要な事項については、別に定める。

第 13 章 賞 罰

(表彰)

第 60 条 学長は、学生として表彰に値する行為があったときは、教授会の審議を経て表彰することがある。

(懲戒)

第 61 条 学長は、教育上必要と認めるときは、教授会の審議を経て学生の懲戒を行う。

2 懲戒の種類は、訓告、停学および退学とする。ただし、退学は、次の各号のいずれかに該当する場合に限るものとする。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 本学の秩序を乱し、学生の本分に反する者

3 学長は、第 1 項の学生の懲戒に関し、必要な事項については、別に定める。

第 14 章 雑 則

(雑則)

第 62 条 この学則の施行に関し、必要な事項については、別に定める。

(学則の改廃)

第 63 条 この学則の改廃は、教授会および教育研究評議会の審議を経て、理事会の承認を得て、学長が行う。

附則

1 この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 17 条に規定する授業科目に関し、平成 15 年度の入学者については、別に定める。

附則

1 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 17 条に規定する授業科目に関し、平成 16 年度までの入学者については、別に定める。

附則

1 この学則は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。

2 第 17 条に係る別表 1、別表 2 については、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

3 第 17 条に規定する授業科目に関し、平成 17 年度までの入学生については、別に定める。

附則

- 1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 17 条に規定する授業科目ならびに単位数等、および第 19 条に規定する修得単位に関し、平成 18 年度までの入学生については、別に定める。

附則

- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 17 条に規定する授業科目ならびに単位数等、および第 19 条に規定する修得単位に関し、平成 19 年度までの入学生については、別に定める。
- 3 第 3 条に規定する学生定員のうち、人間心理学科については、平成 22 年度までの間は次のとおりとする。

学 科	平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人間心理学科	60 人	360 人	60 人	320 人	60 人	280 人
人間キャリア創造学科	35 人 (3 年次編入 10 人)	45 人	35 人 (3 年次編入 10 人)	90 人	35 人 (3 年次編入 10 人)	125 人
合 計	105 人	405 人	105 人	410 人	105 人	405 人

附則

この学則は、平成 20 年 8 月 27 日に改定し、平成 20 年 4 月 1 日に遡り施行する。

附則

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 17 条に規定する授業科目ならびに単位数等、および第 19 条に規定する修得単位に関し、平成 20 年度までの入学生については、別に定める。
- 3 第 3 条に規定する学生定員について、平成 23 年度までの間は次のとおりとする。

学 科	専 攻	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人間心理学科	臨床・発達心理専攻	30 人	320 人	30 人	280 人	30 人	240 人
	健康運動心理専攻	30 人		30 人		30 人	
人間キャリア創造学科		35 人 (3 年次 編入 10 人)	90 人	35 人 (3 年次 編入 10 人)	125 人	35 人 (3 年次 編入 10 人)	160 人
合 計		105 人	410 人	105 人	405 人	105 人	400 人

附則

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 17 条に規定する授業科目ならびに単位数等、および第 19 条に規定する修得単位に関し、平成 21 年度までの入学生については、別に定める。
- 3 第 3 条に規定する学生定員について、平成 24 年度までの間は次のとおりとする。

学 科	専 攻	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人間心理学科	臨床・発達心理専攻	25 人	270 人	25 人	220 人	25 人	210 人
	健康運動心理専攻	25 人		25 人		25 人	
人間キャリア創造学科		25 人 (3 年次 編入 10 人)	115 人	25 人 (3 年次 編入 10 人)	140 人	25 人 (3 年次 編入 10 人)	130 人
合 計		85 人	385 人	85 人	360 人	85 人	340 人

附則

- この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 3 条に規定する学生定員について、平成 25 年度までの間は次のとおりとする。

学部	学科	専攻	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
			入学定員	収容定員	入学定員	収容定	入学定	収容定
人間学部	人 間 心 理 学科	臨床・発達心 理専攻	25 人	220 人	25 人	210 人	25 人	200 人
		健康運動心理 専攻	25 人		25 人		25 人	
	人間キャリア創造学科		25 人 (3 年次 編入 10 人)	140 人	25 人 (3 年次 編入 10 人)	130 人	25 人 (3 年 次 編入 10 人)	120 人
看護学部	看護学科		80 人	80 人	80 人	160 人	80 人	240 人
合 計			165 人	440 人	165 人	500 人	165 人	560 人

附則

- この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の表の改正規定のうち第 3 年次編入学定員の改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 24 年 3 月 31 日に人間学部に置かれている人間キャリア創造学科（以下従前の学科という。）は、改正後の第 3 条の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者並びに平成 24 年度及び平成 25 年度に当該学科に編入学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 改正後の第 3 条の表の規定にかかわらず、平成 24 年度及び平成 25 年度における従前の学科への 3 年次編入については、なお従前の例による。
- 第 3 条に規定する学生定員について、平成 26 年度までの間は次のとおりとする。

学部	学科	専攻	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
			入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人間学部	人間心理学科	臨床・発達心理専攻	25 人	235 人	25 人	250 人	25 人	285 人
		健康運動心理専攻	25 人		25 人		25 人	
		キャリア創造専攻	25 人		25 人		25 人 (3 年次編入 10 人)	
	人間キャリア創造学科		(3 年次編入 10 人)	105 人	(3 年次編入 10 人)	70 人		35 人
看護学部	看護学科		80 人	160 人	80 人	240 人	80 人	320 人
合 計			165 人	500 人	165 人	560 人	165 人	640 人

附則

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日に人間学部にな置かれている人間心理学科（以下「従前の学科」という。）は、改正後の第5条の規定にかかわらず、令和6年3月31日に当該学科に在学する者並びに令和6年度及び令和7年度に当該学科に編入学する者が在学なくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 改正後の5条の表の規定にかかわらず、令和6年度及び令和7年度における従前の学科への3年次編入については、なお従前の例による。
- 4 第5条に規定する学生定員について、令和8年度までの間は次のとおりとする。

学部	学科	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人間学部	人間心理学科	(3年次編入10人)	245人	(3年次編入10人)	170人		85人
看護学部	看護学科	90人	330人	90人	340人	90人	350人
合 計		100人	575人	100人	510人	90人	435人

別表 1 (第 32 条関係)

看護学部 看護学科

科目 区分		授業科目の名称	配当 年次	単位数			授業形態・時間数			履修方法 及び 卒業要件
				必修	選択	自由	講義	演習	実・実験	
基礎分野	人間の理解	哲学	2		2		30			1 単位必修 2 単位以上選択
		文学	1		2		30			
		心理学概論	1	1			15			
		教育学概論	1		1		15			
		発達心理学	1		2		30			
		対人コミュニケーション論	1		1		15			
		人間関係論	1		1		15			
		感情・人格心理学	3		2		30			
		障害者・障害児心理学	3		2		30			
	社会・地域の理解	家族論	1	1			15			2 単位必修 4 単位以上選択（「人権論」又は「日本国憲法」のいずれかを含むこと。）
		防災論	1	1				30		
		人権論	1		2		30			
		日本国憲法	1		2		30			
		社会学概論	1		2		30			
		滋賀論	1		2		30			
		ボランティア論	1		2		30			
		近江でのSDG s の実践	1		2		30			
		社会福祉概論	4		2		30			
	科学的思考の基礎	フレッシュゼミ	1	1				30		6 単位必修 1 単位以上選択
		環境と生物	1		1		15			
		化学	1		1		15			
		情報処理入門	1		1			30		
		情報処理演習	1	1				30		
		キャリア教育Ⅰ	1	1				30		
		キャリア教育Ⅱ	2	1			15			
		キャリア教育Ⅲ	3	1			15			
		キャリア教育Ⅳ	4	1				30		
	外国語	大学基礎英語A	1		1			30		2 単位以上選択
		大学基礎英語B	1		1			30		
		大学基礎英語C	1		1			30		
		Communication English	1		1			30		
		実用中国語	2		1			30		
		ポルトガル語	1		1			30		
	スポーツ	スポーツ実技A	1		1				30	2 単位以上選択
		スポーツ実技B	1		1				30	
		スポーツ実技C	1		1				30	
専門基礎分野	の病の促進 の成り立ちと回復 の構造と機能・疾病	人体の構造と機能Ⅰ	1	2			30			17 単位必修
		人体の構造と機能Ⅱ	1	2			30			
		生化学	1	1			15			
		臨床栄養学	1	1			15			
		薬理・薬剤学	2	2			30			
		微生物学	1	1			15			
		病理学	1	2			30			
		疾病・障害論Ⅰ	2	2			30			
		疾病・障害論Ⅱ	2	2			30			
		疾病・障害論Ⅲ	2	2			30			
	社会保健と健康福祉支援	疫学	3	2			30			6 単位必修
		保健医療福祉行政論	2	2			30			
		保健統計学	2	2			30			
基礎看護学	基礎看護学	基礎看護論	1	1			15			
		看護理論入門	1	1			15			
		看護のための人間発達論	1	1			15			
		看護倫理	1	1			15			
		生活援助論Ⅰ	1	1				30		
		生活援助論Ⅱ	1	2				60		
		生活援助論Ⅲ	2	1				30		
		看護過程とヘルスアセスメント	2	2				60		
		看護過程論	2	1				30		
		生活行動から見た人体のしくみ	4		1		15			
		看護導入実習	1	1					45	
		基礎看護学実習Ⅰ	2	1					45	
		基礎看護学実習Ⅱ	2	2					90	

専門分野	成人看護学	成人看護論	1	2			30		看護師 61単位必修 3単位以上 選択 保健師 選択科目は※1の3科目から2単位を含む3単位以上を選択（ただし、「国際看護論」は、卒業要件上は本区分での選択科目に含められない。）
		成人看護援助論Ⅰ	2	1				30	
		成人看護援助論Ⅱ	2	1				30	
		成人看護援助論Ⅲ	2	1				30	
		成人看護援助論Ⅳ	3	1				30	
		がん看護ケア論	3		1		15		
		成人看護学実習Ⅰ	3	1				45	
		成人看護学実習Ⅱ	3	2				90	
		成人看護学実習Ⅲ	3	2				90	
	老年看護学	老年看護論	2	1			15		
		老年看護援助論Ⅰ	2	1				30	
		老年看護援助論Ⅱ	3	2				60	
		認知症高齢者支援論	4		1		15		
		老年看護学実習	3～4	3				135	
	精神看護学	精神看護論	2	1			15		
		精神看護援助論Ⅰ	2	1				30	
		精神看護援助論Ⅱ	3	2				60	
		リエゾン看護論	4		1		15		
		精神看護学実習	3	2				90	
	母性看護学	母性看護論	2	1			15		
		母性看護援助論Ⅰ	2	1				30	
		母性看護援助論Ⅱ	3	2				60	
		母性看護学実習	3	2				90	
	小児看護学	小児看護論	2	1			15		
		小児看護援助論Ⅰ	2	1				30	
		小児看護援助論Ⅱ	3	2				60	
		障害児・者ケア論（※1）	4		1		15		
		小児看護学実習Ⅰ	3	1				45	
		小児看護学実習Ⅱ	3	1				45	
	地域・在宅看護論	地域・在宅看護論	2	1			15		
		地域・在宅看護援助論Ⅰ	2	1				30	
		地域・在宅看護援助論Ⅱ	3	2				60	
		ヘルス・プロモーション活動論	1	1			15		
		学校保健論（※1）	2		2		30		
		公衆衛生看護論	1	1			15		
		公衆衛生看護活動論	2	2			30		
		地域・在宅看護学実習	3	2				90	
	看護の統合と実践	家族看護論	4	1			15		看護師 13単位必修 4単位以上選択 保健師 選択科目は※2の2科目を含む4単位以上を選択
		医療安全	2	1			15		
		チーム医療論	2	1			15		
		看護管理	4	2			30		
		災害看護論	4	1			15		
		ペアレンティング論	2		1		15		
		補完代替医療・療法	1		1		15		
		国際看護論（※1）	2		1		15		
		リハビリテーション看護論	2		1		15		
		エンド・オブ・ライフケア論	3		1		15		
		看護生涯学習論	4		1		15		
		公衆衛生看護活動展開論Ⅰ（※2）	3		2		30		
		公衆衛生看護活動展開論Ⅱ（※2）	4		2			60	
		地域統合実習Ⅰ	4	2				90	
		地域統合実習Ⅱ	4	1				45	
		卒業研究Ⅰ	3	1			15		
		卒業研究Ⅱ	4	3				90	
	保健師課程	保健医療福祉行政施策展開論	4			1	15		保健師 必修6単位
		公衆衛生看護学実習	4			5		225	

（注）保健師課程の科目は、保健師資格取得時以外は履修できない。

卒業要件及び履修方法	
卒業要件として124単位以上を修得しなければならない。その内訳は、以下の通りとする。	
基礎分野：以下の要件により20単位以上を修得	
人間の理解	3単位（必修1単位を含む）以上
社会・地域の理解	6単位（必修2単位を含む）以上
科学的思考の基礎	7単位（必修6単位を含む）以上
外国語	2単位以上
スポーツ	2単位以上
専門基礎分野：以下の要件により23単位を修得	
人体の構造と機能・疾病の成り立ちと回復の促進	必修17単位
健康支援と社会保障制度	必修6単位
専門分野：以下の要件により81単位以上を修得	
基礎看護学、成人看護学、老年看護学、精神看護学、母性看護学、小児看護学、	
地域・在宅看護論	64単位（必修61単位を含む）以上
看護の統合と実践	17単位（必修13単位を含む）以上
● 履修科目の登録上限（半期）：上限25単位　ただし、該当学期の直前の学期のGPAが3.0以上の者については、履修できる単位数の上限を26単位までとする。この制度の適応は3年次前期までとする。	
● 免許・資格取得について	
【看護師国家試験受験資格取得】	
上記の卒業要件及び履修方法により124単位以上を修得しなければならない。	
【看護師・保健師国家試験受験資格取得】	
以下の(1)及び(2)のいずれの要件も満たした上で、合計130単位以上を修得しなければならない。	
(1) 上記の卒業要件124単位のうち、専門分野の選択科目については次の要件を満たさなければならない。	
・「公衆衛生看護活動展開論Ⅰ」2単位、「公衆衛生看護活動展開論Ⅱ」2単位の2科目4単位を修得。	
・「障害児・者ケア論」1単位、「学校保健論」2単位及び「国際看護論」1単位の3科目より2単位以上を修得。	
(2) 保健師課程の「保健医療福祉行政施策展開論」1単位、「公衆衛生看護学実習」5単位の6単位を修得。	

別表第2(第41条関係)

学 部	学 科	免許・資格
看護学部	看護学科	看護師国家試験受験資格 保健師国家試験受験資格

看護師、保健師、国家試験受験資格を得ようとする者は、保健師、看護師法並びに同法施行令および保健師、看護師養成所指定規則に定める単位を修得しなければならない。

別表3(第55条関係)

1 検定料および入学申込金

区 分	検定料	入学申込金
学 部	35,000 円	200,000 円
別 科	35,000 円	200,000 円
科目等履修生	10,000 円	10,000 円
聴 講 生	5,000 円	
研究生	15,000 円	20,000 円

2 授業料等

区 分	授業料		教育充実費		実験(演習)・実習費	
	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期
人間学部	390,000 円	390,000 円	130,000 円	130,000 円		
看護学部	525,000 円	525,000 円	145,000 円	145,000 円	125,000 円	125,000 円
別 科	500,000 円	500,000 円	100,000 円	100,000 円	150,000 円	150,000 円
科目等履修生	1単位 10,000 円(講義) 1単位 15,000 円 (演習、実習、実技)					
聴講生	1単位 5,000 円(講義) 1単位 10,000 円 (演習、実習、実技)					
研究生	月額 15,000 円					

学則の一部改正(案)について

聖泉大学学則の一部を次のように改正する。

改正理由

大学の円滑な運営のため、看護学科の入学定員の見直しを図り、大学の収容定員の総数の増加の伴わない収容定員の変更を行うものである。

改正事項

新旧対照表のとおり

附則

この学則は令和6年4月1日から施行する。

聖泉大学学則新旧対照表

新	旧																				
第1条～第4条 省略 (学部、学科および学生定員) 第5条 本学におく学部学科および学生定員は、次のとおりとする。	第1条～第4条 省略 (学部、学科および学生定員) 第5条 本学におく学部学科および学生定員は、次のとおりとする。																				
<table><tr><th>学部</th><th>学科</th><th>入学定員</th><th>収容定員</th></tr><tr><td>看護学部</td><td>看護学科</td><td><u>90人</u></td><td><u>360人</u></td></tr></table>	学部	学科	入学定員	収容定員	看護学部	看護学科	<u>90人</u>	<u>360人</u>	<table><tr><th>学部</th><th>学科</th><th>入学定員</th><th>収容定員</th></tr><tr><td>人間学部</td><td>人間心理学科</td><td><u>75人</u> (3年次編入10人)</td><td><u>320人</u></td></tr><tr><td>看護学部</td><td>看護学科</td><td><u>80人</u></td><td><u>320人</u></td></tr></table>	学部	学科	入学定員	収容定員	人間学部	人間心理学科	<u>75人</u> (3年次編入10人)	<u>320人</u>	看護学部	看護学科	<u>80人</u>	<u>320人</u>
学部	学科	入学定員	収容定員																		
看護学部	看護学科	<u>90人</u>	<u>360人</u>																		
学部	学科	入学定員	収容定員																		
人間学部	人間心理学科	<u>75人</u> (3年次編入10人)	<u>320人</u>																		
看護学部	看護学科	<u>80人</u>	<u>320人</u>																		
2 前項の各学部・学科における人材の育成に関する目的その他教育研究の目的は、次のとおりとする。	2 前項の各学部・学科における人材の育成に関する目的その他教育研究の目的は、次のとおりとする。																				
(1) 削除	(1) 人間学部人間心理学科では、心理学を基盤として人間の発育・発達や心身の諸活動を捉え、自己理解と他者共感の力を養うとともに、科学的知識に基づいた実践力を発揮し、豊かで健康的に生き、併せて経済・経営の専門的知識やビジネススキルを獲得し、自らのキャリアを積極的に切り開き、社会に貢献できる人材の養成を目的とする。																				
看護学部看護学科では、広く教養を身に付け、人間の一人ひとりの生命の尊厳と生き方に関する理解と深い洞察力を持ち、地域の環境や特性を理解して、個々人のニーズに沿った看護の実践を通して積極的に社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。	(2) 看護学部看護学科では、広く教養を身に付け、人間の一人ひとりの生命の尊厳と生き方に関する理解と深い洞察力を持ち、地域の環境や特性を理解して、個々人のニーズに沿った看護の実践を通して積極的に社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。																				
第5の2～第6条 省略	第5の2～第6条 省略																				
(附属施設) 第7条本学に次の附属施設を置く。 図書館 情報センター 地域連携交流センター 国際交流センター カウンセリングセンター <u>スポーツ・健康支援センター</u>	(附属施設) 第7条本学に次の附属施設を置く。 図書館 情報センター 地域連携交流センター 国際交流センター カウンセリングセンター																				
2 附属施設に関し、必要な事項については、別に定める。	2 附属施設に関し、必要な事項については、別に定める。																				
第8条～第31条 省略	第8条～第31条 省略																				
(授業科目および履修方法) 第32条 授業科目並びに各授業科目の必修又は選択の区分および単位数等は、別表1のとおりとし学長が定める。 2 授業科目の履修方法は、 <u>学部</u> において定める。	(授業科目および履修方法) 第32条 授業科目並びに各授業科目の必修又は選択の区分および単位数等は、別表1のとおりとし学長が定める。 2 授業科目の履修方法は、 <u>各学部</u> において定める。																				
3 省略	3 省略																				
4 省略	4 省略																				

新	旧															
第33条 省略 (単位数の上限) 第34条 <u>学部</u>は学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間または1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。 (成績評価基準等の明示等) 第35条 <u>学部</u>は、学生に対して、授業の方法および内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 <u>学部</u>は学修の成果に係る評価および卒業の認定に当たっては、客観性および厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するものとする。 第36条～第41条 省略 (卒業の要件および学位の授与) 第42条 本学所定の修業年限以上を在学し、別表1に定める単位を修得した者については、教授会の審議を経て、学長が卒業を認定する。 2 学長は、卒業を認定した者に対して、次の学位を授与する。 <table><tr><th>学 部</th><th>学 科</th><th>学 位</th></tr><tr><td>看護学部</td><td>看護学科</td><td>学士（看護学）</td></tr></table> 3 学位の授与に関し必要な事項は別に定める。 第43条～第63条 省略 「附則1この学則は、平成15年4月1日から施行する。」～ 「附則1この学則は、令和4年4月1日から施行する。」 省略 <u>附則</u> 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。 2 令和6年3月31日に人間学部に置かれている人間心理学科(以下「従前の学科」という。)は、改正後の第5条の規定にかかわらず、令和6年3月31日に当該学科に在学する者並びに令和6年度及び令和7年度に当該学科に編入学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。 3 改正後の5条の表の規定にかかわらず、令和6年度及び令和7年度における従前の学科への3年次編入については、なお従前の例による。	学 部	学 科	学 位	看護学部	看護学科	学士（看護学）	第33条 省略 (単位数の上限) 第34条 <u>各学部</u>は学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間または1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。 (成績評価基準等の明示等) 第35条 <u>各学部</u>は、学生に対して、授業の方法および内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 <u>各学部</u>は学修の成果に係る評価および卒業の認定に当たっては、客観性および厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するものとする。 第36条～第41条 省略 (卒業の要件および学位の授与) 第42条 本学所定の修業年限以上を在学し、別表1に定める単位を修得した者については、教授会の審議を経て、学長が卒業を認定する。 2 学長は、卒業を認定した者に対して、次の学位を授与する。 <table><tr><th>学 部</th><th>学 科</th><th>学 位</th></tr><tr><td><u>人間学部</u></td><td><u>人間心理学科</u></td><td><u>学士（人間心理学）</u></td></tr><tr><td>看護学部</td><td>看護学科</td><td>学士（看護学）</td></tr></table> 3 学位の授与に関し必要な事項は別に定める。 第43条～第63条 省略 「附則1この学則は、平成15年4月1日から施行する。」～ 「附則1この学則は、令和4年4月1日から施行する。」 省略	学 部	学 科	学 位	<u>人間学部</u>	<u>人間心理学科</u>	<u>学士（人間心理学）</u>	看護学部	看護学科	学士（看護学）
学 部	学 科	学 位														
看護学部	看護学科	学士（看護学）														
学 部	学 科	学 位														
<u>人間学部</u>	<u>人間心理学科</u>	<u>学士（人間心理学）</u>														
看護学部	看護学科	学士（看護学）														

新								旧							
4 第5条に規定する学生定員について、令和8年度までの間は次のとおりとする。															
学部	学科	令和6年度		令和7年度		令和8年度									
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員								
人間学部	人間心理学科	(3年次編入10人)	245人	(3年次編入10人)	170人		85人								
看護学部	看護学科	90人	330人	90人	340人	90人	350人								
合 計		100人	575人	100人	510人	90人	435人								
別表1(第32条関係) 看護学部 看護学科 授業科目 省略								別表1(第32条関係) 看護学部 看護学科 授業科目 省略							
人間学部 人間心理学科 授業科目 削除								人間学部 人間心理学科 授業科目 (旧) ※1参照							
別表2(第41条関係)～別表3(第55条関係) 省略								別表2(第41条関係)～別表3(第55条関係) 省略							

人間学部 人間心理学科 授業科目 (旧) ※1

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態・時間数			履修方法及び卒業要件
			必修	選択	自由	講義	演習	実・実験	
共用科目	語学科目	Communication English A	1	2			60		「語学科目」「情報処理科目」の中で8単位以上
		Communication English B	1	2			60		
		実用中国語Ⅰ	1	2			60		
		実用中国語Ⅱ	1	2			60		
	情報科目	情報処理入門	1	1			30		留学生は日本語A・B・C・Dを必修とし、「語学科目」「情報処理科目」「留学生科目」の中で10単位以上
		情報処理演習	1	1			30		
		応用情報処理演習	1	1			30		
	留学生科目	日本語A	1	1			30		
		日本語B	1	1			30		
		日本語C	1	1			30		
		日本語D	1	1			30		
		上級日本語・総合A	3	2		30			
		上級日本語・総合B	3	2		30			
	人文科学領域科目	人権論	1	2		30			「人文科学領域」「社会科学領域」「自然科学領域」より各2単位以上
		哲学	1	2		30			
		文学	1	2		30			
		歴史学	1	2		30			
		教育学概論	1	1		15			
		対人コミュニケーション論	1	1		15			
		現代文化論	1	2		30			
	社会科学領域科目	法律学	1	2		30			
		経済学	1	2		30			
		家族論	1	1		15			
		防災論	1	1		15	30		
		近江でのSDGsの実践	1	2		30			
		ジェンダー論	1	1		15			
	自然科学領域科目	環境と生物	1	1		15			
		化学	1	1		15			
		統計学	1	2		30			

	健康・体育・地域科目	スポーツ実技A スポーツ実技B スポーツ実技C	1 1 2		1 1 1				30 30 30	
	キャリア教育科目	キャリアデザインA キャリアデザインB ジョブメソッド 基礎ゼミA(大学生活入門) 基礎ゼミB 基礎ゼミC 基礎ゼミD	1 2 3 1 1 2 2	2 2 2 1 1 1 1				60 60 60 30 30 30 30		キャリア教育科目 の中で10単位
	心理学科目	心理学概論A 心理学概論B 発達心理学 感情・人格心理学 社会・集団・家族心理学 知覚・認知心理学 運動心理学	1 1 1 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2 2			30 30 30 30 30 30 30			
	心理学科目	心理学研究法A 心理学統計法 心理学基礎演習Ⅰ 心理学研究法B 心理学基礎演習Ⅱ 心理学実験	1 2 2 2 2 3	2 2 2 2 2 1			30 30 60 30 30 60			
	心理学科目	スポーツ心理学 リラクセーション心理学 異文化間心理学 リスク・危機管理心理学 消費者心理学 神経・生理心理学 学習・言語心理学 産業・組織心理学 障害者・障害児心理学 教育・学校心理学 健康・医療心理学 福祉心理学 司法・犯罪心理学	2 3 3 4 3 2 3 3 3 3 3 3 3 3	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30			心理学科目の中から42単位以上 (必修13単位を含む)
	心理学科目	コーチング論 心理学的支援法 心理的アセスメントⅠ 心理的アセスメントⅡ 臨床心理学概論 精神疾患とその治療 公認心理師の職責 心理演習 心理実習	3 2 2 3 2 4 2 4 4 4	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			30 30 30 30 30 30 30 60 80			
	専門科目	社会学概論 地域社会学 滋養論 公共政策論 ボランティア論 経営学概論 会計実務Ⅰ 会計実務Ⅱ 関係行政論	1 3 2 1 2 2 2 2 2 3	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			30 30 30 30 30 30 30 30 30 30			
	心理学関連科目	現代人と健康 発育・発達と老化 運動生理学概論 健康管理学 運動プログラムの理論と実際 スポーツバイオメカニクス 運動栄養学 運動障害の予防とリハビリテーション 人体の構造と機能及び疾病	1 2 2 2 2 3 3 3 3	2 2 2 2 2 2 2 2 2			30 30 30 30 30 30 30 30 30			
	専門科目	フィットネス・トレーニング演習 健康科学演習(トレーニング・ストレッチ) 健康運動実習A(ジギング・ウエギ) 健康運動実習B(水泳・水中運動) 健康運動実習C(体力測定・応急処置)	2 2 2 2 3	1 1 1 1 1			30 30 30 30 30			

		健康運動実習D (エアロビックス)	2		1			30	
	特殊演習・ゼミ	プロジェクト演習A	3	1				30	特殊演習・ゼミの中で8単位
		プロジェクト演習B	3	1				30	
		プロジェクト演習C	4	1				30	
		プロジェクト演習D	4	1				30	
		専門演習A	3	1				30	
		専門演習B	3	1				30	
		専門演習C	4	1				30	
		専門演習D	4	1				30	

注1 「実用中国語Ⅰ・Ⅱ」「Communication English A・B」は、それぞれの言語を母語とする留学生は履修不可

注2 留学生については、上記の注1の条件を満たした上で、「留学生科目」の「日本語A・B・C・D」を必修とし、「語学科目」「情報処理科目」及び「留学生科目」から10単位以上を修得すること。

注3 「心理実習」は80時間以上の実習を行う。

人間学部 人間心理学科 卒業要件

卒業要件		合計124単位以上	
		修得要件単位数	
教養科目	語学科目	8単位以上	
	情報処理科目		
	人文科学領域科目	2単位以上	合わせて 6単位以上
	社会科学領域科目	2単位以上	
	自然科学領域科目	2単位以上	
	体育・健康領域科目	特に定めず	
キャリア教育科目		10単位	
専門科目	心理学科目	42単位以上（必修13単位を含む）	
	心理学関連科目	特に定めず	
	特殊演習・ゼミ	8単位	
就職・資格取得自由科目		特に定めず	
環びわこ大学等連携科目		特に定めず	